

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育のご案内

(6時間教育)

労働安全衛生規則の一部改正により、平成31年2月1日以降、
高さが2m以上の箇所において作業床の設置が困難な場所で、墜落制止用器具のうちフルハーネス型
を使用して作業を行う場合は、
「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」の受講が義務付けられています。
当会では、厚生労働省告示第249号に定められた教育カリキュラムに基づき、
下記のとおり特別教育を実施いたします。

記

1.日時	令和8年11月16日(月)			9:25～16:45	
2.会場	西宮市立勤労会館 西宮市松原町2-37 (会場への来場は公共交通機関をご利用ください)			第8会議室	
3.受講料	会員 8,800円(税込)			非会員 11,000円(税込)	
4.テキスト代	990円(税込)				
5.定員	70名		受講対象	18歳以上	
6.申込方法	下記Webよりお申し込みください https://www.nishiroukyo.jp				
7.注意事項	申込確定後はキャンセルされた場合でも、受講料は返金できません。 遅刻・早退は法定講習不足のため、修了証の交付は出来ません。				